

## 第20回日本身体障害者陸上競技選手権大会 障害クラス説明表

### クラス説明表

本表はIPCのクラス分けマニュアルに基づいて理解しやすく一覧表にしたものです。詳しくはマニュアルを参照する必要があります。

上記区分表に該当しない障害は、各グループにおける機能的に最も近いクラスを選択してください。

<トラック>

障害名	競技形式	クラス	クラス内容
視覚障害	立位	T11	視力は、光覚までで、どの距離や方向でも認知はできない
		T12	手の形を認知できるものから、視力0.03までまたは視野が5度以下
		T13	視力は、0.03以上0.1までのものと、視野が5度以上で20度以下
知的障害		T20	知的障害
脳原性麻痺	車いす	T29	脳血管障害による片麻痺者の車いす使用者で健側の上下肢で車いすを駆動できる(国際大会のクラスの該当しない)
		T30	電動車椅子常用。普通型車椅子操作は不可。重度の痙性またはアテトーゼにより四肢および体幹に麻痺(国際大会のクラスに該当しない)
		T31	四肢麻痺。片足または両足で地面を蹴って移動。上肢の痙性麻痺の程度が3+から3の痙直型四肢麻痺あるいはアテトーゼ型四肢麻痺
		T32	四肢麻痺。片手または両手で車椅子を駆動。上肢の痙性麻痺の程度が3+から3の痙直型四肢麻痺あるいはアテトーゼ型四肢麻痺
		T33	中程度四肢麻痺か三肢麻痺か重度な片麻痺で車椅子使用。上肢のみで車椅子駆動。利き腕はほぼ正常である。上肢の痙性麻痺の程度は2+である
	T34	両麻痺(diplegia)で車椅子を上肢で駆動する。体幹のバランスや上肢機能良好。体幹の痙性麻痺の程度は2から1。上肢はときどき正常に見える	
	立位	T35	両麻痺(diplegia)で、上肢はほぼ正常。下肢の痙性麻痺の程度が3から2
		T36	歩行または走可能なアテトーゼか失調型の四肢麻痺
T37		歩行または走可能な片麻痺	
		T38	極めて軽度な麻痺
切断・機能障害	立位	T40	低身長症。18才以上であること。男性130cm以下 女性125cm以下
		T41	低身長症。18才以上であること。男性145cm以下 女性137cm以下
		T42	片大腿切断(膝関節離断含む)。または準ずる機能障害がある
		T43	両下腿切断(足関節離断含む)。または準ずる機能障害がある
		T44	下肢の最小限の機能障害(minimum disability)4.1.4.a. 4.1.5.b. 4.1.6.b. 4.1.7 いずれかに該当する
		T45	両前腕切断(手関節離断含む)・両上腕切断。または準ずる関節可動域制限。筋力低下が両上肢にある
		T46	片上腕切断(肘関節離断含む)。または準ずる関節可動域制限。筋力低下が片上肢にある
		T47	その他の上肢切断か上肢機能障害(国際大会のクラスの該当しない)
		T48	上肢・下肢に機能障害がなく、体幹にのみ機能障害がある(国際大会のクラスに該当しない)
脊髄損傷 切断 機能障害	車椅子	T51	肘屈筋および手背屈筋の筋力5で、肘伸筋(上腕三頭筋)カ0-3(神経機能残存レベル C6)
		T52	肩・肘・手関節は正常。指の筋力が弱い。通常、体幹は機能しない(神経機能残存レベル C7/8)
		T53	上肢機能は正常またはほぼ正常。腹筋が機能しない。または下部脊柱起立筋は機能しない(神経機能残存レベル T1~T7)
		T54	両上肢、体幹機能正常(神経機能残存レベル T8~S4) このクラスは、下肢の最小限の機能障害(minimum disability)4.1.4.a. 4.1.5.b. 4.1.6.b. 4.1.7 いずれかに該当する
聴覚障害	立位	T60	聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害

第20回日本身体障害者陸上競技選手権大会 障害クラス説明表



<フィールド>

障害名	競技形式	クラス	クラス内容
視覚障害	立位	F11	視力は、光覚までで、どの距離や方向でも認知はできない
		F12	手の形を認知できるものから、視力0.03までまたは視野が5度以下
		F13	視力は、0.03以上0.1までのものと、視野が5度以上で20度以下
知的障害		F20	知的障害
脳原性麻痺	車椅子	F29	脳血管障害による片麻痺者の車いす使用者で、健側の上下肢で車いすを駆動できる(国際大会のクラスの該当しないもの)。
		F31	四肢麻痺。片足または両足で地面を蹴って移動。上肢の痙性麻痺の程度が3+から3の痙直型四肢麻痺あるいはアテトーゼ型四肢麻痺
		F32	四肢麻痺。片手または両手で車椅子を駆動。上肢の痙性麻痺の程度が3+から3の痙直型四肢麻痺あるいはアテトーゼ型四肢麻痺
		F33	中程度四肢麻痺か三肢麻痺か重度な片麻痺で車椅子使用。上肢のみで車椅駆動。利き腕はほぼ正常である。上肢の痙性麻痺の程度は2+である
		F34	両麻痺(diplegia)で車椅子を上肢で駆動する。体幹のバランスや上肢機能良好。体幹の痙性麻痺の程度は2から1。上肢はときどき正常に見える
	立位	F35	両麻痺(diplegia)で、上肢はほぼ正常。下肢の痙性麻痺の程度が3から2である
		F36	歩行または走可能なアテトーゼか失調型の四肢麻痺
		F37	歩行または走可能な片麻痺
		F38	極めて軽度な麻痺
切断・機能障害	立位	F40	低身長症。18才以上であること。男性130cm以下 女性125cm以下
		F41	低身長症。18才以上であること。男性145cm以下 女性137cm以下
		F42	片大腿切断(膝関節離断含む)。または準ずる機能障害がある
		F43	両下腿切断(足関節離断含む)。または準ずる機能障害がある
		F44	下肢の最小限の機能障害(minimum disability)4.1.4.a. 4.1.5.b. 4.1.6.b. 4.1.7. いずれかに該当する
		F45a	両上肢機能障害。 一側上肢は上腕切断(肘関節離断を含む)か、準ずる上肢の関節可動域制限あるいは筋力低下がある(5.1.2a 5.1.2.b 5.1.2.c)。反対側上肢は4指切断かあるいは、肩関節・肘関節・手関節に筋力低下や関節可動域制限がある(5.1.3a 5.1.3.b 5.1.3.c)
		F45b	両上肢機能障害 両上肢ともに4指切断かあるいは、肩関節・肘関節・手関節に筋力低下や関節可動域制限がある(5.1.3a 5.1.3.b 5.1.3.c)
		F46	片上腕切断(肘関節離断含む)。または準ずる関節可動域制限。筋力低下が片上肢にある
		F47	その他の上肢切断か上肢機能障害(国際大会のクラスの該当しないもの)
		F48	上肢・下肢に機能障害がなく、体幹にのみ機能障害がある(国際大会のクラスに該当しないもの)
頸髄損傷 ・ 脊髄損傷 ・ 切断 ・ 機能障害	車椅子 又 投てき用椅子	F51	肘屈筋および手関節背屈筋筋力5。上腕三頭筋は筋力3以下である。肩周囲筋が弱い場合がある (神経機能残存レベル C6)
		F52	肩関節周囲筋良好。肘周囲筋力、手関節周囲筋力ほぼ正常。指伸筋・屈曲筋は最大で筋力3。投げる手の指屈筋は機能しない。もう一方の手ではつかめない (神経機能残存レベル C7)
		F53	肩関節・肘関節・手関節周囲筋力正常。指の屈筋と伸筋は正常か良好。手内筋は萎縮している。投げない方の手で、バーをつかむ (神経機能残存レベル C8)
		F54	上肢機能は正常。腹筋が機能しない、または下部脊柱起立筋は機能しない。投てき動作で体幹は機能しない (神経機能残存レベル CT1-T7)
		F55	上肢機能は正常。腹筋と脊柱起立筋が機能する。(神経機能残存レベル T8-L1) 股関節の屈曲がわずかにできる場合もある
		F56	上肢と体幹の機能は正常。股関節屈曲と内転と膝関節伸展が可能である。内側ハムストリングスの筋力は3程度である。体幹の前後方向の動きと回旋が良い 両大腿切断(1/2以上) (神経機能残存レベル L2~L4)
		F57	上肢と体幹の機能は正常。股関節屈筋、内転筋、股関節外転筋、膝屈筋、膝伸筋が活動する。足関節の背屈と底屈は筋力3から2 股関節外転筋が機能するので側方へのバランスが良い 両大腿切断(膝関節離断含む) (神経機能残存レベル L5)
		F58	両下肢筋力の合計が10点以上低下している 片大腿切断・両下腿切断・片下腿切断
		聴覚障害	立位